

地域みんなで取り組もう！

資源物集団回収

～資源物集団回収補助金マニュアル～



令和5年4月～

松阪市環境生活部清掃事業課



松阪市では、資源物の集団回収を行う団体に対し、回収量に応じて補助金を交付しています。交付を受けるには団体の登録が必要です。

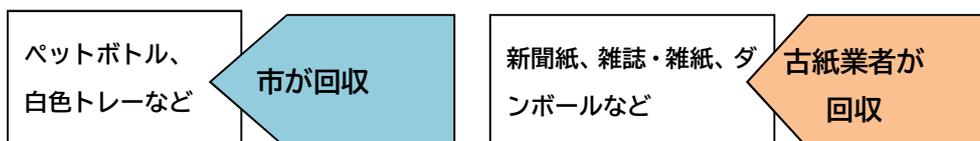


① 集団回収って？



松阪市に登録した団体が、実施日や場所、回収品目などを決めて各家庭の資源物を集め、資源物回収業者に引き渡す活動です。

例 1) 団体が資源物の回収日に合わせて古紙類を集め、資源物回収業者に引き渡す。



例 2) 学校や幼稚園のPTAが中心となり、一定の日に学校などに資源物を出してもらい、資源物回収業者に引き渡す。

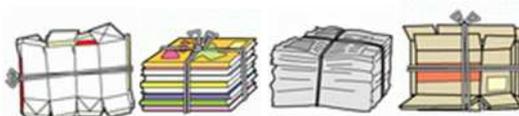
資源回収

② 登録できる団体は？



地域のみなさんで構成された営利を目的としない団体です。補助金の交付を受けるには、あらかじめ登録が必要です。

例) 自治会、子ども会、PTA、婦人会、老人会など



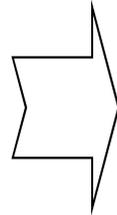
③ 補助の対象となる品目は？金額は？



古紙類(以下の品目)

新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、牛乳パック、古着類

※禁忌品(紙の材料にならない異物)は必ず取り除いてください。

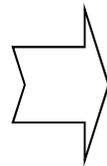


1kg あたり **3 円**

禁忌品

圧着はがき、防水加工紙(紙コップ、紙皿など)、写真、感熱紙、宅配便の複写伝票、粘着テープ類、ファイルの金具、金属クリップ、セロハンなど

ビン類(酒屋さんの計量票が必要です)
ビール瓶、一升瓶などに限ります。



1本あたり **3 円**

※松阪市内の家庭から出たものが対象で、資源物回収業者が引き取るものに限りません。

※事業所(企業、商店など)から出されたものは対象外です。

※金属類(アルミ缶、スチール缶)は補助金対象外です。



④ 申請、支払いの方法は？



年に2回受付を行っています。(1~6月分を7月末まで、7~12月分を1月末まで)

次の書類を提出してください。内容を精査し問題がなければ申請書に記入された口座に補助金を振り込みます。

各月の計量票が必要です。

①申請書兼実績報告書兼請求書(様式第5号)

②計量票の原本

③集団回収実施時の写真

1枚以上あればOK

④通帳のコピー

表紙面と開いて1ページ目



補助金交付までの流れ



① 集団回収活動

十分に周知し、多くの資源物が集まるように工夫しましょう！

※補助金の交付を受けるには事前に団体登録が必要です。登録は一度すればOKです。

② 資源物回収業者 への引き渡し

資源物を引き渡しましょう。業者から受け取る計量票は提出書類となるので、しっかりと保管しましょう。

また、写真も提出書類となるので1枚以上はとりましょう。

(写真撮影日を必ず記入して下さい)

③ 補助金の申請

1月～6月分 ⇒ 7月末まで
7月～12月分 ⇒ 1月末まで

提出書類

- ① 申請書兼実績報告書兼請求書(様式第5号)
- ② 計量票の原本
- ③ 集団回収実施時の写真
- ④ 通帳のコピー(表紙面と開いて1ページ目)

提出先

清掃事業課(松阪市リサイクルセンター内)、嬉野振興局、三雲振興局、飯南振興局、飯高振興局、市役所受付、各地区市民センター

④ 補助金の交付

申請書兼実績報告書兼請求書に記載された口座へ振り込みします。

振り込みまでに日数がかかりますので、余裕をもって早めに申請してください。

問い合わせ

環境生活部清掃事業課	(町平尾町 351 番地 2 松阪市リサイクルセンター内)	Tel.53-4418
嬉野振興局地域住民課	(嬉野町 1434 番地)	Tel.48-3813
三雲振興局地域住民課	(曾原町 872 番地)	Tel.56-7909
飯南振興局地域住民課	(飯南町粥見 3950 番地)	Tel.32-2514
飯高振興局地域住民課	(飯高町宮前 180 番地)	Tel.46-7117

